

広島文化学園大学及び広島文化学園短期大学における 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島文化学園大学(以下「大学」という。)及び広島文化学園短期大学(以下「短期大学」という。)における研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用。
 - ・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
- ② 研究論文等の二重投稿。
- ③ 不適切なオーサーシップ。
- ④ 利益相反に係る諸問題。
- ⑤ ①～④以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 研究者等

研究者等とは、広島文化学園大学・短期大学組織規程に定める職員をいう。

(3) 研究支援人材

研究支援人材とは、研究者以外の研究補助者、技能者及び研究事務その他の関係者をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等及び研究支援人材は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等及び研究支援人材は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を広島文化学園研究データの保存・開示に関する内規に基づき、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(総括責任者)

第4条 大学においては広島文化学園大学学長(以下「大学学長」という。), 短期大学においては広島文化学園短期大学学長(以下「短期大学学長」という。)が, 研究倫理の向上及び不正行為の防止等に關し, それぞれを統括する権限と責任を有する者として, 公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(学部等責任者)

第5条 大学においては, 大学副学長が学部における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として, 短期大学においては短期大学副学長が学科における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として, 公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 大学においては大学学長が研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き, 「学長補佐」を充て, 短期大学においては短期大学学長が「短期大学副学長」を研究倫理教育責任者に充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は, 全ての研究者等及び研究支援人材に対し, 研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

3 研究倫理教育責任者は, 研究データの保存開示について広島文化学園研究データの保存・開示に関する内規に基づき, 研究者等に対して指導を行うとともに研修等を定期的に行わなければならない。

(告発の受付窓口)

第7条 不正行為に関する告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため, 大学及び短期大学事務局に受付窓口（以下「告発窓口」という。）を置き, 広島文化学園公益通報等に関する規程（以下「公益通報規程」という。）第2条第1項に規定するコンプライアンス室が告発窓口業務を所掌する。

(関係者の取扱)

第8条 不正行為の相談及び調査内容について, 調査結果の公表まで, 相談者, 告発者及び被告発者（以下「関係者」という。）の意に反して関係者以外に漏えいしないよう, 公益通報規程第11条第1項各号に準じて行うものとする。

(事案の調査及び措置等)

第9条 前条の事案が生じた場合は, 公益通報規程に準じて調査委員会を設置して, 事案の調査及び措置並びに処分等を行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか, 必要な事項は, 別に定める。

附 則

1 この規程は, 平成31年4月1日から施行する。